

日本図書館協会の会員の種類と権利に関する考察 ー社会教育関係団体との比較からー

春田 和男
(筑波大学大学院生)

【要旨】

日本図書館協会では1980年以降、個人会員と施設会員がともに役員の選挙権と被選挙権、会議の議決権を有している。本稿では、日本図書館協会、全国公民館連合会、日本博物館協会に関する資料、公益法人に関する文献を基に、この3団体の会員の種類と権利の変遷を分析し比較を行った。その結果、全国公民館連合会と日本博物館協会では、それぞれ、1951年、1973年から施設会員中心モデルで運営しており、個人会員・施設会員共存モデルである日本図書館協会とは異なっていることが明らかになった。

1. はじめに

(1) 研究の目的

わが国の主な社会教育施設には、公民館、図書館、博物館がある。これらの施設には、それぞれ、施設に関係する個人や団体が会員となり、施設の振興や調査研究等を行う、文部科学省所管の公益法人が存在する。それぞれの施設を代表する公益法人には、全国公民館連合会（以下、全公連という）、日本図書館協会（以下、日図協という）、日本博物館協会（以下、日博協という）がある。

全公連は1951(昭和26)年に設立された社団法人で、その目的は全国の公民館の連絡提携と公民館活動の振興発展を図ることである(定款第3条)¹⁾。会員は主に正会員からなる。正会員は、全公連の目的に賛同する都道府県公民館連合団体の代表者で、会員数は47名である²⁾。日図協は1892(明治25)年に設立された社団法人で、その目的はすべての図書館関係者と図書館施設の連絡提携のもとに、図書館事業の進歩発展を図ることである(定款第3条)³⁾。会員は主に個人会員と施設会員からなる。個人会員は日図協の趣旨に賛同する個人、施設会員は図書館、学校、公民館図書部、読書会またはこれらの施設を有する法人、その他の団体である。会員数は2007年7月現在、個人会員が4,943名、施設会員が2,500機関である⁴⁾。日博協は1928(昭和3)年に設立された財団法人で、その目的は青少年及び成人に対する社会教育の進展を図るため、博物館の振興のための調査及び研究開発並びに指導及び援助を行うことである(寄附行為第4条)⁵⁾。会員は主に維持会員からなる。維持会員は、博物館に関係する団体または個人で、日博協の目的に賛同し、理事会で承認された者である。維持会員数は2006年10月現在、団体の会員が1,185機関、個人の会員が77名である⁶⁾。

上記の3団体のうち、日図協では、個人会員と施設会員の関係は適切かどうか、

すべての館種を代表し得ているのかどうかの 2 点が長年にわたって問題になってきた⁷⁾。筆者はこれまで、日図協の会員と役員の構成を会員種別、部会別、都道府県別の 3 つの観点から分析し、上記の 2 点について考察した。この 2 点のうち、個人会員と施設会員の関係については、①双方の会員が役員の選挙権と被選挙権、会議の議決権を有していること、②会員登録率の平均値、会員の増加率、会費負担額で施設会員が個人会員を上回っていること、③個人会員選出の役員数が施設会員選出数を上回り、過半数を占めていることが明らかになった⁸⁾。この日図協における個人会員と施設会員の関係は日図協に固有の現象なのだろうか、それとも他の団体にも見られるのだろうか。この点について考えるには、日図協だけでなく、他の社会教育施設に関する公益法人の会員の種類と権利について検討する必要がある。これまで、社会教育分野においてはこのような研究は見られない。そこで、本稿では、3 団体の会員の種類と権利の変遷を分析し比較を行う。

(2) 研究の方法

まず、日図協、全公連、日博協に関する資料、公益法人に関する文献を基に、3 団体が会員の種類をどう定め、会員にどのような権利を付与しているかを歴史的に分析する。その際、各団体の歴史を組織形態によって時期区分する。団体の主な組織形態には、任意団体、社団法人、財団法人がある。任意団体は、権利義務の帰属先となり得る法的地位（法人格）を持たない団体である。社団法人は一定の目的のもとに結合した人の集合体、財団法人は一定の目的のもとに拠出され、結合されている財産の集まりに対し、法人格が付与された団体である⁹⁾。本稿で用いる資料や文献は次のとおりである。日図協に関する資料には、機関誌『図書館雑誌』と『近代日本図書館の歩み』がある。前者には総会、役員会の議事録、法人形態の移行に関する記事、後者には歴史、会則、定款、寄附行為が掲載されている。なお、定款、寄附行為とは、それぞれ、社団法人、財団法人の内部組織・活動等に関する根本規則のことである。全公連に関する資料には、機関誌『月刊公民館』と歴史に関する文献がある。前者には会則、定款、役員会の報告が掲載されている。日博協に関する資料には、機関誌『博物館研究』『会報』『博物館ニュース』があり、歴史、会則、定款、寄附行為、総会・役員会の報告が掲載されている。公益法人に関する文献には、民法の研究書や『公益法人白書』がある。

次に、全公連、日博協と比較して、日図協の会員の種類と権利が異なっているかどうかを検討する。比較にあたっては、『公益法人白書』のデータを基に考えた、公益法人における会員の権利のモデルを用いる。この白書によれば、文部科学省所管の社団法人数 607 法人のうち、個人会員のいる法人数が 527 法人、施設会員のいる法人数が 222 法人、会員のいない法人数が 4 法人である¹⁰⁾。以上から、同省所管の社団法人の会員構成には、(1)個人会員のみで構成されている法人、(2)施設会員のみで構成されている法人、(3)個人会員と施設会員の両方で構成されている法人の 3 つがあると考えられる。本稿では、この 3 つを基に、個人会員のみが権利を持つ法人を「個人会員中心モデル」、施設会員のみが権利を持つ法人を「施設会員中心モデル」、個人会員と施設会員がともに権利を持つ法人を「個人会員・施設会員共存モデル」と呼ぶ。なお、個人会員・施設会員共存モ

デルについては、役員数などの点で対等であるとは限らない。3 団体が上記のモデルのどれに該当するかを検討する。なお、このモデルは社団法人の会員のデータを基に考案したものであるが、社団法人以外の組織形態にも適用する。ただし、財団法人では、会員に役員の選挙権と被選挙権等が認められていない場合がある。その場合には、会の運営を担う役員の構成を分析し、上記のモデルに適用する。

(3) 論文の構成

本稿は 5 章からなる。まず、第 1 章で、研究の背景、先行研究、研究の目的、研究の方法、論文の構成について論じた。以下、日図協、全公連、日博協に関する資料、公益法人に関する文献を基に、第 2 章ではこの 3 団体の歴史について論じ、第 3 章では 3 団体の会員の種類と権利を歴史的に分析する。第 4 章では結論、第 5 章では本稿のまとめと今後の課題を述べる。

2. 3 団体の歴史

(1) 日図協

1892(明治 25)年、関直(内閣記録局員)、大城戸宗重(内閣記録局員)、田中稻城(東京図書館員)、西村竹間(東京図書館員)らが発起人となり、創立準備会が開かれた。その後、第一例会が開かれ、会則が全会一致で可決された。この時に団体名を「日本文庫協会」とすることが決められた。初代幹事には上記の 4 名が就任した¹¹⁾。1908 年には団体名を「日本図書館協会」に改めている¹²⁾。1912 年、1916 年、1923 年には会員と役員に関する規定が改正されている。

1930 年には社団法人に改組した。その背景として、松本喜一(帝国図書館長)は、(1)国家からの補助金を受けやすくすること、(2)わが国の学術関係団体にならって日図協も法人組織にすることを挙げている¹³⁾。初代理事長には林癸未夫(早稲田大学図書館長)が就任した。1933 年と 1940 年には会員と役員に関する規定が改正されている。

1945 年には財団法人に改組した。その背景には、(1)戦時体制下で多数の会員が集まって会合を開くことが難しいこと、(2)文部省が外郭団体化を検討していたため、それに対応するためには財団組織に転換することが望ましいと考えていたことがある¹⁴⁾。団体名は「大日本図書館協会」となった。会長には岡部長景(元文部大臣)、理事長には近藤寿治(文部省教学局長)が就任した¹⁵⁾。

1947 年には再び社団法人に改組した。その背景として、理事長兼事務局長の衛藤利夫(元満鉄奉天図書館長)は、財団法人時代の運営が図書館の現場とかけ離れたとの反省に立ち、会員それぞれが責任を持つ体制にするため、社団法人に移行したと説明している¹⁶⁾。団体名は再び「日本図書館協会」となった。1950 年と 1980 年には会員と役員の規定が改正されている。

(2) 全公連

1950(昭和 25)年、社会教育連合会主催の全国公民館職員講習会において、公民館の全国組織の結成が話題となった。その後、林克馬(福岡県浮羽郡水縄村公民館副会長)と進藤譲(埼玉県川越市公民館長)が発起人となって、準備委員会が開かれ、公民館の全国組織の結成に向けた検討が行われた。翌 1951 年には全

国公民館代表者会議が開かれ、全公連の前身組織である「全国公民館連絡協議会」が結成された。初代会長には北村政義（長野県浦里村公民館長）が就任した¹⁷⁾。

1964年の評議員会では、法人形態を社団法人とすることについて協議が行われた。この会で、法人化に際し、団体の名称を「全国公民館連合会」に改める会則改正案が満場一致で可決された。同年9月の理事会では、法人形態を社団法人とすることが決まり、定款等の審議が行われた。その後、社団法人設立許可の申請書を文部大臣に提出した。翌1965年には文部省から社団法人の許可が下りた。初代会長には守田道隆（元八幡市長）が就任した¹⁸⁾。

(3) 日博協

棚橋源太郎（元東京博物館長）と平山成信（日本赤十字社社長）が準備し、1928(昭和3)年、発起人会が開かれた。この会で団体名を「博物館事業促進会」とすることが決められた。合わせて会則が承認された¹⁹⁾。初代会長には平山が就任した。1931年には、日図協と日博協の会員である松本喜一の提案で、団体名を「日本博物館協会」に改めている²⁰⁾。

1938年の理事会では、棚橋が戦時下の情勢に対応するため、財団法人への移行を提案した。翌1939年の理事会と評議員会では、財団法人への改組が検討されている。検討の結果、1940年の理事会では、財団法人ではなく社団法人に改組することを決定し、文部省に法人設立許可の申請書を提出した。同年、文部省から社団法人設立の許可が下りた。初代会長には荒木貞夫（陸軍大将）が就任した²¹⁾。1951年と1973年には会員と役員に関する規定が改正されている。

1986年には、協会活動の一層の充実を図るため、社団法人を発展的に解散し、財団法人を設立した。初代会長には徳川宗敬（元貴族院副議長）が就任した²²⁾。

3. 会員の種類と権利の分析

(1) 日図協

1) 任意団体時代（1892年～1930年）

会員は会費額の違いにより、通常会員と特別会員に大別されている。なお、1908年3月29日から1912年11月2日までは通常会員のみである。会員の対象は当初、図書館関係者のみであったが、1908年以降は図書館施設等も含まれている。

主な役員には評議員、会長があり、総会での選挙により選ばれる（規則第10条、第15条）。1912年の改正では副会長が新設され、総会での選挙により選ばれる（規則第12条、第17条）。1916年の改正では、副会長と会長を、総会で評議員の中から選挙により選ぶことになった（規則第16条）。1923年の改正では、主な役員が評議員と理事となり、選出方法が変更されている（規則第15条）。評議員は、総会で特別会員の中から選挙により選ばれる（規則第21条）。理事は、評議員会に諮詢し、総裁が嘱任する（規則第20条）²³⁾。

2) 戦前の社団法人時代（1930年～1945年）

会員は任意団体時代と同様、会費額の違いで、通常会員と特別会員に大別されている。会員の中には個人と施設の両方が含まれている。会員の対象には、図書館関係者のほか、日図協の趣旨に賛同する者が含まれている。1942年の改正で

は、読書教育に関与する者が付け加えられている。

評議員と理事の選出方法は次のとおりである。評議員は、総会で会員の中から選挙により選ばれる（定款第 23 条）。理事は、評議員会で会員の中から選挙により選ばれる（定款第 22 条）。1933 年の改正では、上記以外に総裁が会員の中から委嘱する方法が加わっている。なお、総裁は、総会の決議を経て推戴する（定款第 21 条、第 23 条、第 24 条）。1940 年の改正では、総裁の委嘱による評議員数が、評議員総数の 3 分の 1 を越えてはいけないという規定が盛り込まれている。1942 年の改正では上記の規定が 2 分の 1 に変更されている（定款第 24 条）²⁴⁾。

3) 財団法人時代（1945 年～1947 年）

会員は施設か個人かによって、正会員と研究会員に大別されている。正会員は官公私立図書館と学校図書館で、その特典は図書の優先配給、機関誌及び資料の配布、本会の各種施設の利用である。研究会員は図書館関係者と読書指導に関与する者で、その特典は機関誌及び資料の配布、本会の各種施設の利用である。正会員、研究会員ともに役員の選挙権と被選挙権、会議の議決権は付与されていない（寄附行為第 21 条、会員規程第 3 条）。

会の運営を担う主な役員には、評議員、理事、常務理事、理事長、副会長、会長がある。評議員は、理事会の議決を経て、会長が選任する。理事は、評議員の中から文部大臣の承認を経て、会長が選任する。常務理事は、理事の中から会長が委嘱する。理事長は、文部大臣の承認を経て、会長が委嘱する。副会長には、文部次官のほか、文部大臣の承認を経て会長が委嘱した者が就任する。会長には、文部大臣が指名した者が就任する（寄附行為第 12 条、第 13 条）。役員は、文部省関係者、公立図書館長、大学図書館長などで構成されている²⁵⁾。

4) 戦後の社団法人時代（1947 年～現在）

会員は当初、会費額の違いによって、正会員と特別会員に大別されていた。1950 年の改正以降は、個人か施設かによって、正会員と特別会員に大別されている。正会員は日図協の趣旨に賛同する個人、特別会員は図書館、学校、公民館図書部、読書会などの施設を有する団体である（定款第 7 条）。

評議員と理事の選出方法は次のとおりである。評議員は、総会で互選される（定款第 17 条）。理事は、評議員会で会員の中から選挙により選ばれる（定款第 16 条）。1950 年には評議員と理事の選出方法が変更された。評議員は、正会員と個人の賛助会員の中から都道府県ごとに選ばれる。理事は、評議員会で、正会員と個人の賛助会員の中から選挙により選ばれる（定款第 19 条）。総会の構成員は、正会員と個人の賛助会員である。個人の会員には役員の選挙権と被選挙権、会議の議決権が認められているが、施設の会員にはこれらの権利が認められていない。1980 年の定款と役員選挙規程の改正では、正会員を個人会員、特別会員を施設会員と呼び、個人会員だけでなく施設会員にも役員の選挙権と被選挙権、会議の議決権を付与した（定款第 7 条、第 19 条、第 25 条）。施設会員に上記の権利を認めた背景には、会費の負担と全国図書館大会やその他の集会の負担が大きいことがある。ただし、個人会員選出と施設会員選出の役員数の比率は、1980 年の会員種別会員数を基に、3：2 に定められた²⁶⁾。

(2)全公連

1)任意団体時代（1951年～1965年）

全公連は各都道府県公民館連絡協議会によって組織される（会則第3条）。都道府県公民館連絡協議会の会長は公民館長である。会員種別は存在しない。

主な役員には、評議員、理事、常任理事、副会長、会長がある（会則第6条）。評議員は、各都道府県連絡協議会の推薦により1名ずつ選ばれる。理事、副会長、会長は、評議員会で選出される。常任理事は、理事の互選で定められる（会則第8条）。役員の多くは公民館長である²⁷⁾。

2)社団法人時代（1965年～現在）

会員は正会員と特別会員に大別される。正会員は、都道府県公民館連合団体の代表者である。特別会員は、全公連の事業に賛同する個人または団体の代表者である（定款第5条）。全国公民館連合会基本構想検討委員会が2005年に発表した『第二次全国公民館連合会基本構想』によれば、現状の会員は正会員である各都道府県公民館連合団体の会長のみであるが、特別会員の枠を柔軟に考え、増やすようにすると述べている。都道府県公民館連合団体の会長には、公民館長や地方公共団体の教育長などが就任している²⁸⁾。

主な役員には、理事、常務理事、副会長、会長がある（定款第12条）。理事は、総会で選任される。総会の構成員は正会員のみである（定款第24条）。常務理事、副会長、会長は、理事の互選で定められる（定款第13条）²⁹⁾。

(3)日博協

1)任意団体時代（1928年～1940年）

会員種別は当初、会員と賛助員であった。このうち、会員には個人と団体の両方が含まれている（規則第4条）。1931年には、会費額の違いにより、普通会员と特別会員に大別された（規則第5条、第6条）。

主な役員には、評議員、理事、会長がある。評議員は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。理事は、会長が委嘱する。会長は、評議員会の推薦により選出される（規則第7条）³⁰⁾。1931年には、評議員、理事、理事長、会長となり、選出方法が変更された。評議員は、総会で会員の中から選挙により選ばれる。理事は、評議員会で会員の中から選挙により選ばれる。理事長は、理事の互選により定められる。会長は、評議員会の推薦により選ばれる³¹⁾。

2)社団法人時代（1940年～1986年）

会員は当初、会費額の違いにより、普通会员と特別会員に大別されていた。1951年には、会長の徳川宗敬の提案を契機に、定款が改正され、個人か施設かによって、個人会員と団体会員に大別されている³²⁾。

1959年改正の定款によれば、個人会員と団体会員はともに役員の選挙権と被選挙権、会議の議決権を有している。総会は全会員で構成される。評議員は、総会で会員の中から選挙により選ばれる。理事は、評議員会で会員の中から選挙により選ばれる（定款第5条、第14条、第19条）³³⁾。1973年の改正では、評議員と理事の選出方法が変更されている。評議員は、部会選出評議員と支部選出評議員で構成される。部会選出評議員については、各部会で会員の中から4名以内

を選出する（定款第 16 条の 2）。部会は、団体会員で構成される 7 つの部会と個人会員部会からなる（定款第 12 条）。支部選出評議員については、団体会員で構成される地方 10 支部から各 2 名を選出する。理事は、評議員会で互選する（定款第 14 条）³⁴⁾。

3) 財団法人時代（1986 年～現在）

会員は主に維持会員からなる。維持会員には「全国博物館会議」を組織し、日博協の事業に参画する権利が認められているが、役員の選挙権と被選挙権は認められていない（寄附行為第 29 条）。

会の運営を担う主な役員には、評議員、理事、副会長、会長がある。評議員は、理事会の承認を得て会長が委嘱する（寄附行為第 25 条）。理事は、評議員会で選任される（寄附行為第 19 条）。副会長と会長は理事の互選で定められる³⁵⁾。役員の大半は博物館長、美術館長である³⁶⁾。

4. 結論

日図協では、任意団体時代と戦前の社団法人時代、1908 年から 1912 年までを除き、会費額の違いによる会員区分で運営されていた。そのため、個人・施設という観点から会員の権利を分析することは難しい。財団法人時代には施設か個人かによって会員を区分しているが、役員の選挙権・被選挙権等は認められていない。会の運営を担う役員の大半は文部省関係者や図書館長であった。この時期の日図協は実質、施設会員中心モデルで運営されていたといえる。戦後の社団法人時代には、当初、会費額の違いによる会員区分で運営されていた。1950 年には個人か施設かによって会員を区分し、個人の会員のみに役員の選挙権と被選挙権、会議の議決権を付与している。この時期の日図協は個人会員中心モデルで運営されていたといえる。1980 年には個人会員だけでなく施設会員にも上記の権利が認められた。1980 年以降の日図協は個人会員・施設会員共存モデルで運営されているといえる。ただし、個人会員選出と施設会員選出の役員数の比率は 3 : 2 に定められており、両者は対等ではない。この状況は現在も続いている。

全公連では、任意団体時代、各都道府県公民館連絡協議会で組織されている。この協議会の会長は公民館長である。全公連の役員の多くは公民館長である。社団法人時代になっても、正会員である都道府県公民館連合団体の会長のみで組織されている。この連合団体の会長には公民館長や地方公共団体の教育長などが就任している。個人会員制度は存在しない。また、正会員には役員の選挙権と被選挙権、会議の議決権が付与されている。以上から、全公連は、任意団体の設立当初から施設会員中心モデルで運営されているといえる。

日博協では、任意団体時代の最初の 4 年間は個人と団体が混在する会員制度であったが、それ以降から社団法人時代の最初の 12 年間は、会費額の違いによる会員区分で運営されている。そのため、個人・施設という観点から会員の権利を分析することは難しい。1951 年には個人か施設かによって会員を区分した。1959 年改正の定款によれば、個人会員と団体会員はともに役員の選挙権と被選挙権、会議の議決権を有している。この時期の日博協は定款上、個人会員・施設会員共

存モデルで運営することになっていたと考えられる。その後、1973 年の改正で評議員数が定められ、個人会員選出評議員は個人会員部会選出の 4 名、団体会員選出評議員は 7 つの部会から選出される 28 名と支部選出の 20 名となった。個人会員選出と団体会員選出の評議員数の比率は 1：12 で、団体会員が優位である。この時期の日博協は実質、施設会員中心モデルで運営されていたといえる。財団法人時代には、主に維持会員で構成されている。その多くは団体の会員で、維持会員全体の約 94%を占めている。維持会員には役員の選挙権と被選挙権は認められていない。会の運営を担う役員の大半は博物館長、美術館長である。この時期の日博協は実質、施設会員中心モデルで運営されているといえる。

第 1 表は、3 団体の会員の権利のモデルの時系列で比較したものである。日図協は 1892 年から会費額の違いによる会員区分で運営している。日博協も 1931 年から同様の会員区分で運営している。日図協は 1945 年に実質、施設会員中心モデルに移行した。その後、日図協は 1947 年から会費額の違いによる会員区分、1950 年から個人会員中心モデル、1980 年から個人会員・施設会員共存モデルで運営している。他方、全公連は 1951 年から施設会員中心モデル、日博協は 1951 年から個人会員・施設会員共存モデル、1973 年から施設会員中心モデルで運営している。両者は 1973 年以降、同様の運営形態になっている。日図協の会員の種類と権利は、社会教育施設に関する公益法人の中では他の 2 団体と異なっている。

第 1 表 3 団体の会員の権利のモデルの時系列比較

日図協			全公連			日博協		
任意団体	1892年	会費額の違いによる会員区分 (1908年3月29日から1912年11月2日までは通常会員のみ)						
社団法人	1930年					任意団体	1928年	個人と団体混在の会員制度
							1931年	会費額の違いによる会員区分
財団法人	1945年	施設会員中心モデル				社団法人	1940年	
社団法人	1947年	会費額の違いによる会員区分						
	1950年	個人会員中心モデル	任意団体	1951年	施設会員中心モデル		1951年	個人会員・施設会員共存モデル (1959年改正の定款で判断)
			社団法人	1965年			1973年	施設会員中心モデル
	1980年	個人会員・施設会員共存モデル				財団法人	1986年	

5. おわりに

本稿では、日図協、全公連、日博協に関する資料、公益法人に関する文献を基に、この3団体の歴史を概観したのち、会員の種類と権利の変遷を分析し比較を行った。会員の種類と権利は、団体の運営方針と事業内容に影響を及ぼす。今後、これらとの関わりについて検討する。その際、その施設における専門職員の有無や専門職員からなる職能団体の有無との関連を踏まえていきたい。また、日図協のように個人会員・施設会員共存モデルで運営されている団体がほかにあるのかどうかについても検討していきたい。

注記・引用文献

- 1) 「社団法人全国公民館連合会定款」（全国公民館連合会『Web Kominkan』http://kominkan.or.jp/zenko_komin/zenko04.html、2007年7月12日参照）
- 2) 「第二次社団法人全国公民館連合会基本構想」（全国公民館連合会『Web Kominkan』http://kominkan.or.jp/zenko_komin/zenko07_02_00.html、2007年7月12日参照）
- 3) 「定款」（『図書館雑誌』101-4、pp. 249-251、2007.4）p. 249
- 4) 会員数のデータは事務局への電話での問い合わせによる。
- 5) 「財団法人日本博物館協会寄附行為」（日本博物館協会『やまびこネット』<http://www.j-muse.or.jp/jams/pocket/kifukoui.pdf>、2007年7月12日参照）
- 6) 「日本博物館協会平成18年度主要事業・収支予算及び平成17年度決算の報告」（第54回全国博物館大会資料Ⅱ）、2006.11、pp. 6
- 7) 例えば、次の文献を参照。①市川昭午「図書館員の専門職性」（『図書館雑誌』64-11、pp. 521-524、1970.11）p. 524 ②21世紀初頭における日本図書館協会のあり方検討会「21世紀検討会の「報告書」の作成経過と概要について」（『図書館雑誌』95-3、pp. 202-208、2001.3）p. 203 ③葉袋秀樹「日本図書館協会の再生に向けて」（『図書館雑誌』96-11、pp. 892-893、2002.11）p. 892
- 8) 春田和男「日本図書館協会の会員と役員の構成に関する考察」（『日本図書館情報学会誌』52-3、pp. 152-172、2006.9）
- 9) ①森泉章『公益法人の現状と理論』勁草書房、1982、pp. 6 ②公益法人研究学会編『実務必携公益法人』運輸政策研究機構、1999、pp. 7、79、107、128
- 10) 「公益法人白書 平成18年度版（本文）」（総務省http://www.soumu.go.jp/menu_05/hakusyo/koueki/2006_honbun.html、2007年7月12日参照）
- 11) 「日本文庫協会紀要」（『図書館雑誌』1-1、pp. 63-77、1907.10）p. 63、64
- 12) 「日本図書館協会紀要」（『図書館雑誌』2-2、pp. 64-70、1908.6）p. 64
- 13) 「日本図書館協会昭和三年度総会」（『図書館雑誌』23-7、pp. 189-196、1929.7）p. 194
- 14) 「社団法人日本図書館協会昭和十九年度臨時総会摘要」（『図書館雑誌』38-3、pp. 69-76、1944.3・4）p. 69、70
- 15) 日本図書館協会編『近代日本図書館の歩み 本篇：日本図書館協会創立百年記念』日本図書館協会、1993、pp. 77
- 16) 衛藤利夫「図書館協会の徹底民主化－『財団』から『社団』への切替え断行－」（『図書館雑誌』41-1、pp. 2-3、1947.1・2・3）
- 17) ①全国公民館連合会編『全公連25年史』全国公民館連合会、1976、pp. 18-31

- ②『全公連 50 年史』全国公民館連合会、2001、pp.15-26
- 18) ①前掲 17) の②、pp.26-27. ②「月刊公民館新聞 5 月号」(『月刊公民館』84、pp.40-41、1964.5) ③「月刊公民館新聞 10 月号」(『月刊公民館』89、pp.40-41、1964.10) ④「月刊公民館新聞 11 月号」(『月刊公民館』90、pp.40-41、1964.11)
- 19) ①「会務報告」(『博物館研究』1-1、pp.13-15、1928.6) ②「博物館事業促進会設立の趣旨」(『博物館研究』1-1、pp.15-16、1928.6)
- 20) 「本会組織の変更規則改正」(『博物館研究』4-12、pp.1-2、1931.12)
- 21) ①「本会記事」(『博物館研究』12-2、pp.6、1939.2) ②「本会記事」(『博物館研究』12-6、pp.7、1939.6) ③「昭和十三年度日本博物館協会事業概要」(『博物館研究』12-12、pp.6-7、1939.12) ④「本会記事」(『博物館研究』13-1、pp.6-7、1940.1) ⑤「本会記事」(『博物館研究』13-2、pp.7、1940.2) ⑥「本会記事」(『博物館研究』13-4、pp.7、1940.4) ⑦「本会記事」(『博物館研究』13-9、pp.7、1940.9) ⑧「本会記事」(『博物館研究』14-1、pp.6-7、1941.1) ⑨山脇春樹「荒木会長を迎ふ」(『博物館研究』13-7、pp.2、1940.7)
- 22) ①徳川宗敬「財団法人日本博物館協会の設立にあたって」(『博物館研究』21-8、pp.3、1986.8) ②「日博協だより」(『博物館研究』21-9、pp.39、1986.9)
- 23) 前掲 15)、pp.513-525
- 24) 前掲 15)、pp.525-534
- 25) ①前掲 15)、pp.534-536、570 ②大日本図書館協会編『財団法人大日本図書館協会要覧』大日本図書館協会、1945、pp.7-9
- 26) ①前掲 15)、pp.536-542 ②「役員会資料 定款改正について」(『図書館雑誌』74-5、pp.224、1980.5) ③「昭和 55 年度定期総会議事録」(『図書館雑誌』74-8、pp.402-404、1980.8) p.403 ④高橋徳太郎「協会の選挙規程の改正について」(『図書館雑誌』74-8、pp.443、1980.8) ⑤「評議員、理事及び監事選挙規程の改正案」(『図書館雑誌』74-9、pp.518-519、1980.9)
- 27) ①前掲 17) の②、pp.17-20、22-23 ②「全国公民館連絡協議会々則」(『月刊公民館』8、pp.35-36、1958.11)
- 28) ①「全公連・都道府県公連一覧」(全国公民館連合会『Web Kominkan』http://kominkan.or.jp/zenko_komin/zenko05.html、2007 年 7 月 12 日参照) ②前掲 2)
- 29) 「月刊公民館新聞 4 月号」(『月刊公民館』95、pp.40-41、1965.4)
- 30) 前掲 19) の②
- 31) ①前掲 20) ②「日本博物館協会の新使命」(『博物館研究』4-12、pp.2-3、1931.12)
- 32) ①「本会の改革案について」(『会報』12、pp.3-4、1951.6) ②徳川宗敬「博物館協会改組に際し」(『会報』13、pp.1、1952.2) ③「協会の改革」(『会報』13、pp.2-3、1952.2)
- 33) 「社団法人日本博物館協会定款」(『博物館研究』32-10、pp.193-195、1959.10)
- 34) 「(社)日本博物館協会定款改正」(『博物館ニュース』8-11・12、pp.1-4、1973.12)
- 35) 「財団法人日本博物館協会寄附行為」(『博物館研究』21-8、pp.4-7、1986.8)
- 36) ①「顧問・役員・評議員名簿」(『博物館研究』21-8、pp.8-9、1986.8) ②『会員名簿 平成 10 年度』日本博物館協会、[1998 年]、pp.2-8 ③「平成 18 年・19 年度役員一覧」(日本博物館協会『やまびこネット』<http://www.j-muse.or.jp/jams/pdf/yakuin.pdf>、2007 年 7 月 12 日参照)